

はじめに

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の財産を守り日常生活を支える手段として平成12年に導入されましたが、十分に利用されていない状況にあります。

平成29年3月24日に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度の利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善することが目標とされ、障がい者や認知症高齢者の財産管理だけでなく、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点でも成年後見制度を活用し、地域での日常生活を社会全体で支えることが求められています。



市においても、認知症の人やひとり暮らしの高齢者の増加、障がい者のご家族の高齢化など世帯構成が変化しており、支援を必要とする人を社会全体で支え、誰もが安心して住み慣れた場所で暮らし続けることができるまちづくりを推進するためには、成年後見制度の利用促進に積極的に取り組むことが求められています。そのため、「権利擁護支援が必要な人の意思が尊重され誰もが安心して自分らしく暮らせるまち」を基本目標とし、高山市成年後見制度利用促進計画を策定しました。

誰もが尊厳をもちながらその人らしく暮らすことができる地域をつくるため、より多くの方に成年後見制度を理解いただけるように周知を図り、また、市民、地域、専門職団体、関係機関、家庭裁判所、社会福祉協議会、行政の連携を強化し、支援が必要な人に支援が行き届くよう計画を推進してまいります。

計画の策定にあたりまして、高山市地域福祉計画市民推進委員会や高山市地域自立支援協議会、高山市障がい者施策推進協議会、高山市健康長寿ふれあいまちづくり推進委員会の皆さまをはじめ、パブリックコメントで貴重なご意見をお寄せくださった市民の皆さまに心より感謝申し上げます。

令和4年1月

高山市長 國島芳明

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2章 成年後見制度の現状と課題	3
1 市の現状	3
(1) 人口	3
(2) 障がい者の状況	3
(3) 高齢者の状況	4
(4) 成年後見制度等の利用状況	4
(5) 相談件数	6
2 成年後見制度の利用に関する課題	7
(1) 成年後見制度の利用促進の体制整備に関する主な課題	7
(2) 成年後見制度の周知と運用に関する主な課題	7
第3章 計画の基本目標及び基本方針等	8
1 基本目標及び基本方針	8
(1) 基本目標	8
(2) 基本方針	8
2 施策の体系	9
3 地域連携ネットワークのイメージ	10
第4章 成年後見制度の利用促進	11
基本方針1 権利擁護にかかる体制の強化	11
1 地域連携ネットワークの構築（相談体制の充実）	11
(1) 中核機関の設置	11
(2) 協議会の設置	12
基本方針2 誰もが利用しやすい制度の運用と周知の推進	14
1 制度の理解促進	14
(1) 講演会などによる制度の周知・啓発	14
2 成年被後見人等と支える人に対する支援	15
(1) 成年被後見人等及びその家族への手続きや費用等の支援	15
3 成年後見人等の育成及び支援	18
(1) 成年後見人等の担い手の確保	18
(2) 成年後見人等の活動に対する支援	18
第5章 計画の推進体制	20
1 計画の推進体制	20
2 計画の進行管理（取り組み状況の把握、評価）	20

参考資料	21
成年後見制度の概要	21
用語集	23
成年後見制度の利用の促進に関する法律	25

この計画における用語の定義

「成年後見人等」とは、次に掲げる人をいいます。

- ・成年後見人及び成年後見監督人
- ・保佐人及び保佐監督人
- ・補助人及び補助監督人
- ・任意後見人及び任意後見監督人

「成年被後見人等」とは、次に掲げる人をいいます。

- ・成年被後見人
- ・被保佐人
- ・被補助人

成年後見制度を「制度」と記載する場合があります。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどの精神上の障がいがある方も家庭や地域社会で暮らせる社会にしようというノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上の障がいにより判断能力が不十分であるために、財産の管理や日常生活における契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという趣旨で導入されました。

しかしながら、成年後見制度の利用状況は、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況となっています。

成年後見制度の利用促進について、国は「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年3月24日閣議決定）において、今後の施策の目標として、「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る」ことを掲げ、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画の策定など、地域の体制整備を推進していくこととしています。

高齢化の進展に伴って認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯が増加していること、また、障がい者の親亡き後の生活や8050問題などの支援については、高山市においても重要な課題となっています。

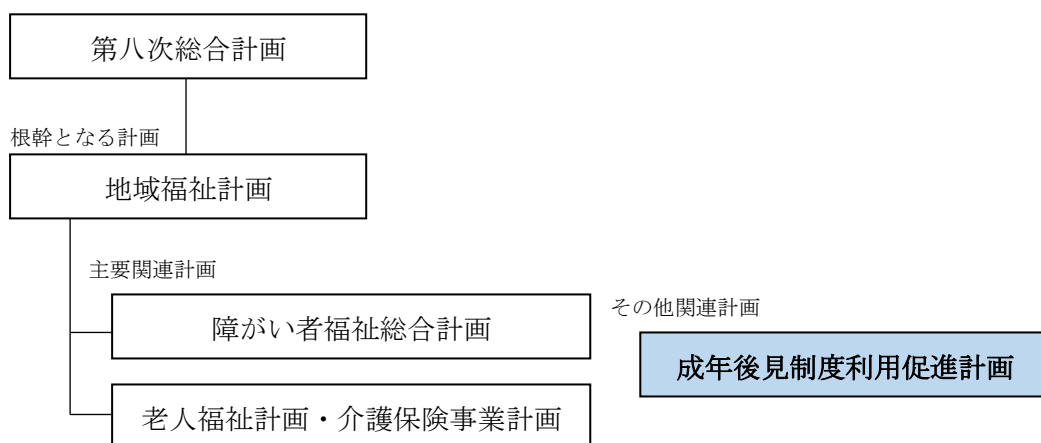
判断能力が不十分となり財産の管理や日常生活に関する支援が必要になっても、住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けることができる地域をつくるため、市では成年後見制度の利用促進に関する基本目標等を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進します。

2 計画の位置づけ

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項において、市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

高山市成年後見制度利用促進計画は、「高山市第八次総合計画」、「高山市地域福祉計画」を上位計画として「高山市障がい者福祉総合計画」、「高山市老人福祉計画・介護保険事業計画」との整合を図りつつ、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本的な方向について定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に策定するものです。

計画の体系



3 計画の期間

計画の期間は、第八次総合計画と終期を合わせ、令和3年度から令和6年度までとします。

計画	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
成年後見制度利用促進基本計画 (国)	→		←				
第八次総合計画	→						
地域福祉計画	←						
障がい者福祉総合計画		→					
老人福祉計画・介護保険事業計画		→					
成年後見制度利用促進計画 (市)		→					

第2章 成年後見制度の現状と課題

1 市の現状

(1) 人口

①人口の推移（年度末時点）

総人口は年々減少していますが、65歳以上の高齢者人口は横ばいのため、高齢化率は上昇しています。

	平成30年度	平成31年度	令和2年度
総人口	87,839人	86,905人	85,939人
高齢者人口（65歳以上）	28,336人	28,380人	28,369人
高齢化率	32.3%	32.7%	33.0%

資料：高山市（市民課）

(2) 障がい者の状況

①知的障がい者数（療育手帳所持者）（年度末時点）

療育手帳所持者数は、年々増加しています。

	平成30年度	平成31年度	令和2年度
A 重度	348人	352人	357人
B1 中度	278人	286人	289人
B2 軽度	278人	284人	296人
計	904人	922人	942人

資料：高山市（福祉課）

②精神障がい者数（精神障害者保健福祉手帳所持者）（年度末時点）

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しています。

	平成30年度	平成31年度	令和2年度
1級	132人	139人	155人
2級	452人	486人	499人
3級	145人	150人	152人
計	729人	775人	806人

資料：高山市（福祉課）

(3) 高齢者の状況

①ひとり暮らし高齢者数（年度末時点）

ひとり暮らしの高齢者数は年々増加しており、令和2年度末では高齢者人口の20.6%を占めます。

	平成30年度	平成31年度	令和2年度
ひとり暮らし高齢者数 (施設入所者を除く)	5,624人	5,719人	5,852人
前年度比	—	101.7%	102.3%

資料：高山市（高年介護課）

②高齢者のみの世帯数（年度末時点）

高齢者のみの世帯数は年々増加しており、令和2年度末の高齢者のみの世帯の人数は、高齢者人口の34.7%を占めます。

	平成30年度	平成31年度	令和2年度
高齢者のみの世帯数	4,680世帯	4,754世帯	4,854世帯
高齢者のみの世帯の人数	9,548人	9,665人	9,851人
前年度比	—	101.2%	101.9%

資料：高山市（高年介護課）

③認知症高齢者数（年度末時点）

認知症の症状のある要介護（支援）認定者数は、横ばいとなっています。

（要介護（支援）認定を受けていない高齢者で認知症の症状のある高齢者は含まれない。）

	平成30年度	平成31年度	令和2年度
認知症日常生活自立度Ⅱ以上	3,318人	3,369人	3,370人
前年度比	—	101.5%	100.0%

資料：高山市（高年介護課）

※認知症日常生活自立度とは、認知症の程度を踏まえた日常生活における自立度を表す。

認知症日常生活自立度Ⅱは、日常生活に支障をきたすような症状が多少みられても、誰かが注意していれば自立できる状態を指す。

(4) 成年後見制度等の利用状況

①成年後見制度利用者数

法定後見3類型のうち、令和3年1月末時点の成年後見利用者は79.3%で、保佐・補助の利用は少ない状況です。

		平成31年1月末	令和2年1月末	令和3年1月末
法定後見		114人	112人	116人
内訳	成年後見	93人	90人	92人
	保佐	19人	19人	21人
	補助	2人	3人	3人
任意後見		3人	2人	3人

資料：岐阜家庭裁判所

②後見等開始申立件数 (各年1月1日から12月31日までの申立て件数)

申立件数と(4)①の成年後見制度利用者数は、毎年大きな変動はありません。

	平成30年	令和元年	令和2年
成年後見	11件	11件	10件
保佐	2件	2件	1件
補助		1件	
任意後見			2件
計	13件	14件	13件

資料：岐阜家庭裁判所

③市長申立て件数 (各年1月1日から12月31日までの申立て件数)

市長申立ての件数は少ない傾向が続いています。

	平成30年	令和元年	令和2年
成年後見	0件	4件	0件

資料：岐阜家庭裁判所

④成年後見制度受任者別利用者数 (令和3年1月末時点)

受任者のうち、親族は全体の40.5%、専門職合計は42.7%、法人は16.8%で、親族と専門職の割合はほぼ同じとなっています。

	親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	税理士	法人	市民後見人	計
成年後見	41人	11人	13人	15人		17人		97人
保佐	6人	3人	5人	5人	1人	4人		24人
補助	3人					1人		4人
任意後見	3人	1人	2人					6人
計 (割合)	53人 (40.5%)	56人 (42.7%)				22人 (16.8%)	0人 (0.0%)	131人 (100%)

資料：岐阜家庭裁判所

※成年後見、保佐、補助は各監督人を含む。任意後見は任意後見監督人のみを計上。

⑤法人後見受任者数

法人後見受任者数は、横ばいとなっています。

	平成30年度	平成31年度	令和2年度
年度末受任者数	17人	21人	21人
年度内終了者数	2人	2人	0人
計	19人	23人	21人

資料：高山市社会福祉協議会

⑥日常生活自立支援事業利用者数

利用者は少しずつ増加しています。

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
年度末利用者数	97 人	104 人	111 人
年度内終了者数	9 人	14 人	10 人
計	106 人	118 人	121 人

資料：高山市社会福祉協議会

(5) 相談件数

①権利擁護に関する相談延べ件数

相談延べ件数のため変動はありますが、令和 2 年度は財産管理・身上保護に関する相談が多くなっています。

		平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
障がい者	権利擁護	157 件	159 件	73 件
高齢者	財産管理・身上保護	464 件	312 件	510 件
	高齢者虐待	244 件	341 件	118 件
	消費者被害	18 件	16 件	5 件

資料：高山市福祉サービス総合相談支援センター

2 成年後見制度の利用に関する課題

高齢化の進展に伴って認知症高齢者が増加しているにも関わらず、全国的に成年後見制度の利用件数は伸び悩んでおり、また、制度を利用するきっかけは、財産（預貯金等）の管理や介護サービスの利用（施設入所）を目的とすることが多く、身上保護や意思決定支援などの福祉的な視点による利用が少ないことが指摘されています。

認知症の人への権利擁護支援の重要性が増すことや、障がい者の親亡き後の生活や施設・病院から地域生活への移行をめぐり、今後さらに成年後見制度の利用の必要性が高まると考えられます。

そのため、判断能力が不十分であるために自分の意思の主張や自分で選択し決定することが難しい状態になっても、財産を適切に管理することに加え、地域社会において本人が望む生活を継続できるよう、地域の保健・福祉・医療に加え司法も含めた連携により、必要な権利擁護支援につなげることができる地域の仕組みづくりが求められています。

（1）成年後見制度の利用促進の体制整備に関する主な課題

- ・相談窓口をわかりやすくする必要がある。
- ・市全体の制度の利用に関する課題や成年後見人等の担い手の状況などを把握し、コーディネートする機関の設置が必要である。
- ・障がい者の親亡き後の生活や8050問題等に対応した専門的な支援が必要である。
- ・高齢者や障がい者への虐待に対応する必要がある。
- ・支援に関わる関係機関が連携し、それぞれの立場で適切な支援をする体制を整える必要がある。
- ・支援に関わる関係機関が制度の運用に関する課題を共有し、その解決に向けた協議の場を設置する必要がある。
- ・ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加により、親族の支援が得られないなどといったケースの増加が懸念されているため、支援の必要な人を早期に発見し、制度等の利用につなげる仕組みの構築が求められている。

（2）成年後見制度の周知と運用に関する主な課題

- ・市民に対し、制度の周知や制度利用の必要性の理解を促進する必要がある。
- ・家庭裁判所への申立てや成年後見人等が行う定期的な報告など、さまざまな手続きに対するサポートが必要である。
- ・申立て費用や成年後見人等に対する報酬を助成することにより、制度の利用が必要な人にとって利用しやすい環境を整備する必要がある。
- ・成年後見人等の担い手が不足しているため、市民後見人の育成や親族後見人に対する支援が必要である。
- ・成年後見人等の活動に関する相談や支援を充実する必要がある。
- ・安心して制度を利用するために、成年後見人等による不正の防止に取り組む必要がある。

第3章 計画の基本目標及び基本方針等

1 基本目標及び基本方針

(1) 基本目標

認知症やひとり暮らし高齢者の増加、障がい者を支えるご家族の高齢化等により、成年後見制度の利用ニーズの高まりが予想されるなかで、権利擁護支援を必要とする人が、司法をはじめ、保健、福祉、医療などさまざまな分野の連携により必要な支援を受け、すべての市民が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を送ることができるまちを目指し、基本目標を次のとおりとします。

権利擁護支援が必要な人の意思が尊重され

誰もが安心して自分らしく暮らせるまち

(2) 基本方針

国の成年後見制度利用促進基本計画における施策の目標及び市町村計画に具体的に盛り込むべき内容を踏まえ、基本方針を次のとおりとします。

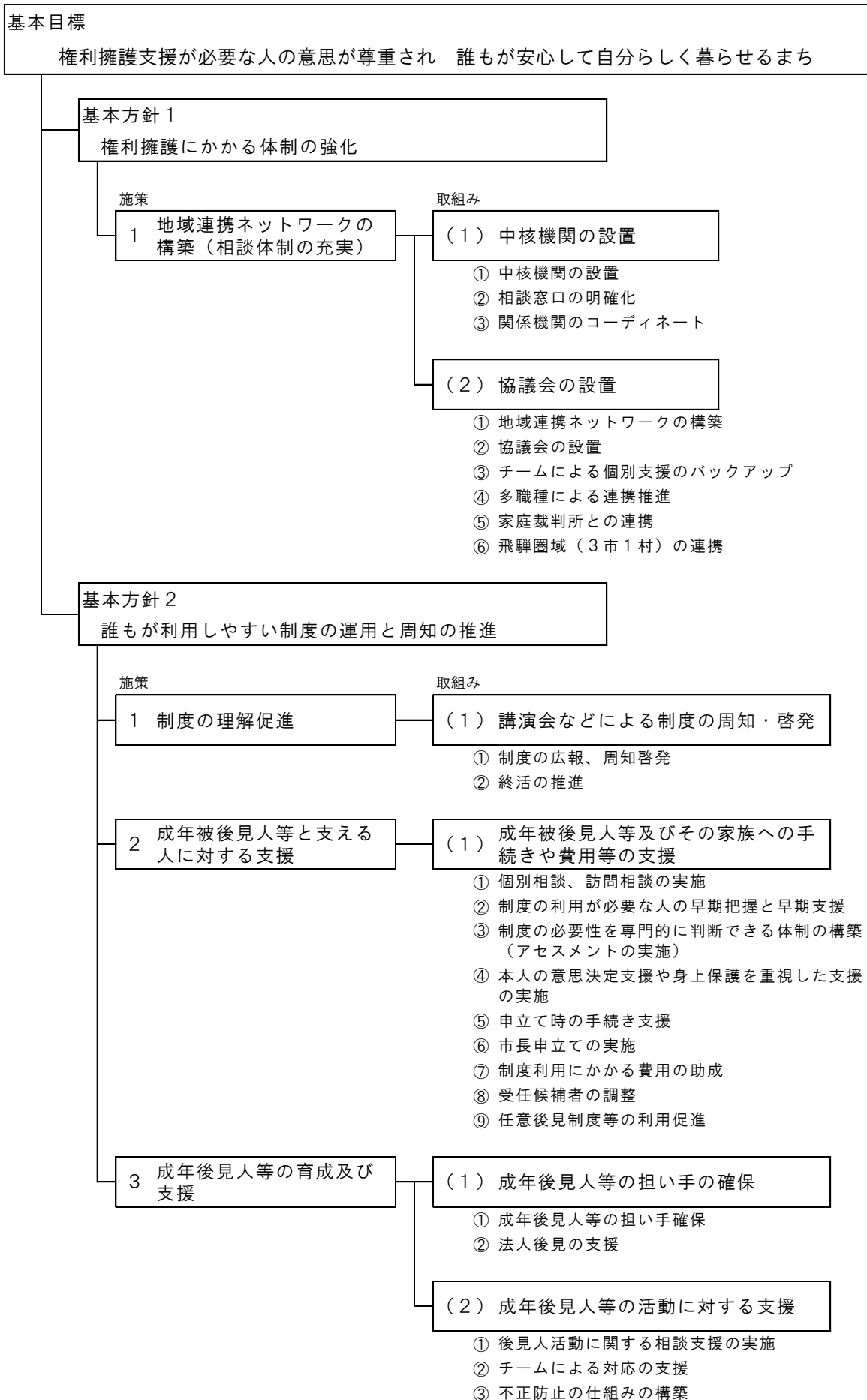
基本方針1 権利擁護にかかる体制の強化

- ・訪問による相談など本人に寄り添った支援ができるよう、相談体制を整えます。
- ・権利擁護に関係するさまざまな機関、団体等と連携して個別の支援を行うとともに、地域課題の把握や解決の検討を行う体制づくり（地域連携ネットワークの構築）をすすめます。

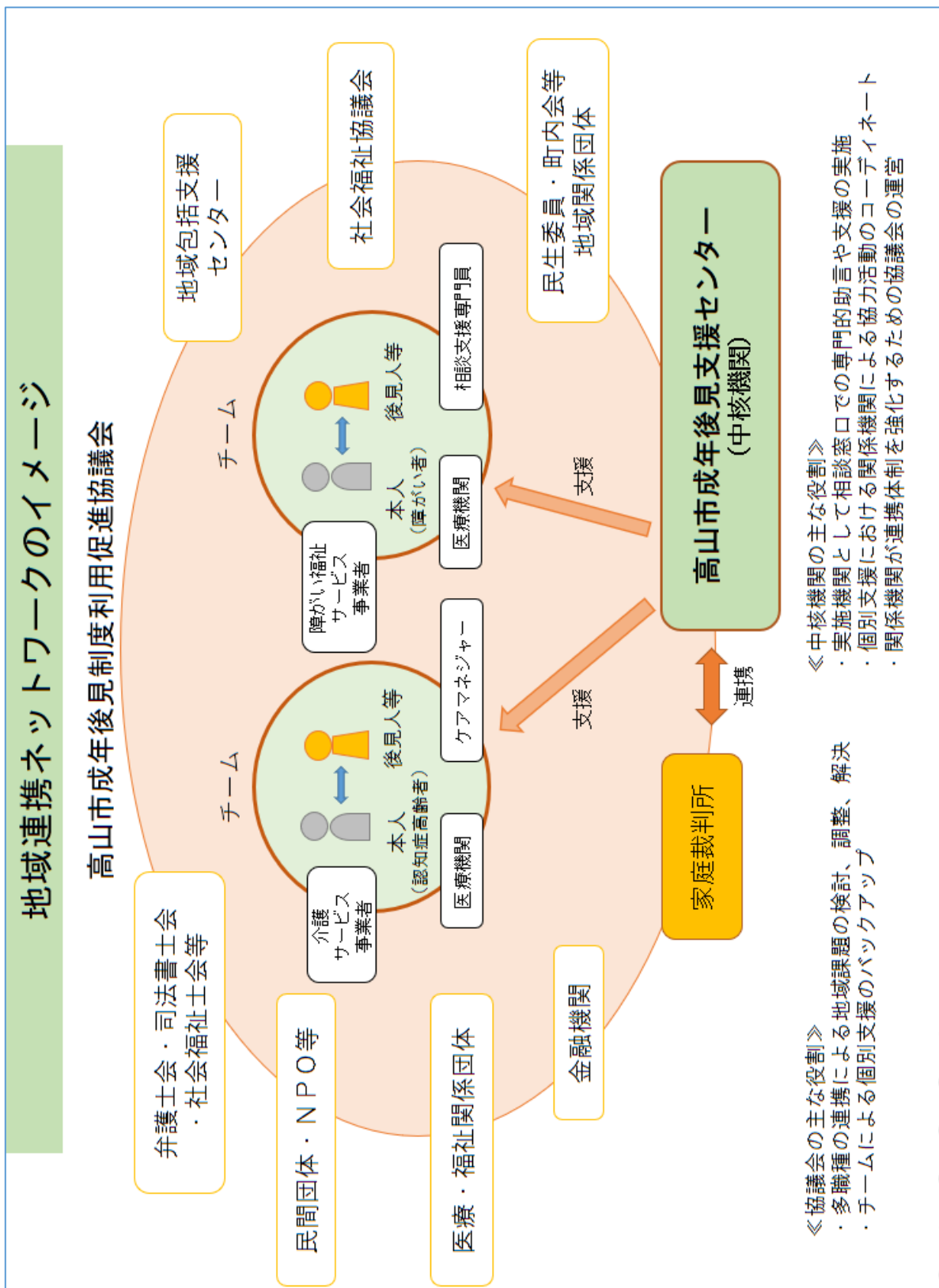
基本方針2 誰もが利用しやすい制度の運用と周知の推進

- ・支援を必要とする人が安心して制度を利用することができるよう、誰もが利用しやすい制度の運用に取り組みます。
- ・社会全体で支え合う制度として市民に理解されるよう、広く周知をすすめます。

2 施策の体系



3 地域連携ネットワークのイメージ



第4章 成年後見制度の利用促進

基本方針1 権利擁護にかかる体制の強化

窓口での相談に加え、訪問による相談支援などを実施することにより、支援が必要であるにも関わらず届いていない人への支援や本人に寄り添った支援ができる体制の充実を図ります。

また、現在は本人（成年被後見人等）を支える関係者の集まり（チーム）が、それぞれの役割の中で本人を支援していますが、チーム任せの対応となり十分な支援が行われていないとはいえない場合もあります。そのため、主に困難な課題を抱えているチームに対し、家庭裁判所のほか弁護士をはじめとする専門職が組織している団体や、医療・介護などの事業者、地域関係団体、NPOなどが課題について協議し助言をすることができる体制を構築するなど、地域で連携して支え合う体制を整備することが求められています。

本人及び関係者に対して必要かつ適切な支援が行えるよう、地域における専門職団体や関係機関が連携して個別の支援を行うとともに、地域課題の把握、解決の検討を行う体制の構築を進めます。

1 地域連携ネットワークの構築（相談体制の充実）

（1）中核機関の設置

中核機関として「高山市成年後見支援センター」を設置し、窓口での相談や成年後見人等に対する専門的助言、個別支援などを実施します。

地域連携ネットワーク（協議会）の事務局として、今後、段階的に中核機関としての機能を強化していくとともに、地域の関係機関と協力して課題への対応の充実を図ります。

①中核機関の設置

- ・中核機関の設置により、成年後見制度に関する相談や利用支援、成年後見人等の受任調整、成年後見人等からの相談受付など、制度の利用に関して包括的な機能強化を図ります。

②相談窓口の明確化

- ・成年後見支援センターは、福祉サービス総合相談支援センター内に設置し、成年後見制度に関する総合的な相談をはじめとする権利擁護に関する相談に対応し、専門的助言や支援を行います。
- ・障がい者基幹相談支援センターや地域包括支援センターは、一次相談窓口として相談対応を行い、必要に応じて生活困窮・生活相談窓口を含む福祉サービス総合相談支援センター内で連携して支援します。
- ・支所地域では、地域包括支援センターのブランチが一次相談窓口として相談対応を行います。

- ・広報紙やパンフレット、その他の広報媒体を活用して、相談窓口の周知を行います。
- ・相談窓口には、専門の知識や経験を持つ社会福祉士などの有資格者を配置し、国や県などが実施する研修を受講するなど、制度に関連するさまざまな課題への対応能力の向上に努めます。
- ・将来に向けて自分の意思を明らかにすることの重要性や終活への関心の高まりに対応するため、終活に関する相談に対応します。

③関係機関のコーディネート

- ・中核機関は、地域の専門職や関係機関・団体等との信頼関係を構築し、地域における連携強化や課題に対する対応力を強化します。
- ・権利擁護に関する相談について、専門的な視点でのアセスメントや支援方針の決定、チームを中心とした見守り体制を調整し、早期支援体制を構築します。
- ・ケースに応じて関係機関等への連絡調整を行い、円滑に支援の方向性が示せるよう支援します。
- ・地域自立支援協議会や地域ケア会議などに積極的に参加し、連携体制の構築を図ります。

(2) 協議会の設置

協議会を設置し、既存の福祉・医療・保健のネットワークに加え、司法や金融機関など新たな関係機関を含めた連携や情報共有を推進します。

協議会では、多職種間での地域課題の検討、調整、解決を図るとともに、チームによる個別支援のバックアップを行います。

①地域連携ネットワークの構築

- ・本人を成年後見人等とともに支える「チーム」と地域の「協議会」及び「中核機関」で構成する地域連携ネットワークを構築します。
- ・権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、福祉サービスの利用などの必要な支援や制度の利用につなげることができる体制を整備し、住み慣れた場所でのその人らしい生活を守ることができるよう、地域の関係者が連携するネットワークを構築します。

②協議会の設置

- ・権利擁護に関わる関係機関で構成する「高山市成年後見制度利用促進協議会」を設置します。
- ・協議会では、制度の利用促進をはじめ、虐待防止、消費者保護など地域課題の検討や解決に向けた協議を行います。
- ・協議会の事務局は中核機関（福祉部高年介護課）が担当し、年2回程度開催します。

【協議会で協議する内容（例）】

- ・地域課題の検討、調整、解決
- ・不正防止のあり方の検討
- ・チームの取り組み状況の報告、事例紹介
- ・意思決定支援が困難な人への支援の検討
- ・消費者被害防止のための情報共有
- ・その他、事例の情報共有や検討 など

③チームによる個別支援のバックアップ

- ・制度の利用を問わず、日常的な見守りなどの支援を行っているチームに対し、協議会の構成員である法律や福祉の専門職団体や関係機関が相談や助言などの支援を行います。

④多職種による連携推進

- ・協議会では、地域における権利擁護支援が必要な人の早期発見に加え、制度に関する地域課題の検討・調整・解決に向けた協議を行うことで多職種の連携を推進し、解決につなげます。

⑤家庭裁判所との連携

- ・家庭裁判所と定期的に情報交換や意見交換を行うなど、制度の利用促進に関する課題の共有や連携を推進します。
- ・協議会に家庭裁判所が参加し、制度の利用促進に関する課題を共有します。

⑥飛騨圏域（3市1村）の連携

- ・各市村に設置している中核機関における課題や事例を共有し、飛騨圏域に共通する地域資源の活用を図るため、飛騨圏域の市村及び関係機関による制度の利用促進に関する意見交換会等を開催し、連携を推進します。
- ・各市村が扱う困難ケースの対応を他の市村の中核機関に相談するなど、各市村の連携を図ります。

基本方針2 誰もが利用しやすい制度の運用と周知の推進

支援を必要とする人が安心して制度を利用することができるよう、申立て手続きの支援や市長申立ての実施、申立て費用などの助成など、誰もが利用しやすい制度の運用に取り組みます。

成年後見人等が活動する際の相談に応じ、成年被後見人等にとって適切な支援ができるようモニタリングを行い、困難ケースに対して多職種が連携して対応できるよう支援するなど、成年後見人等だけでなくチームに対する後方支援をします。

市民や地域連携ネットワークに関わるさまざまな分野の関係者が制度を知り理解することにより、本人に身近な人による関係機関への情報提供や相談、その後の制度利用につながります。社会全体で支え合う制度として市民に理解されるよう、訪問相談・巡回相談の実施や周知啓発に積極的に取り組みます。

1 制度の理解促進

(1) 講演会などによる制度の周知・啓発

判断能力が不十分な人は、自ら相談や申立て手続きができないため、地域の身近な人が早めに気付き、相談につなげることが重要です。地域において制度の理解がすすむことにより、地域住民が支援を必要とする人に少しでも早く気づくことができるよう、さまざまな広報媒体を活用した制度の周知のほか、講演会や出前講座による啓発活動を実施します。

①制度の広報、周知啓発

- ・市広報誌やホームページ、パンフレットなどの広報媒体を活用した周知啓発に取り組みます。
- ・制度の周知と市民の理解を促すため、市民向けの講演会や、福祉・医療の専門職向けの講座を開催します。
- ・地域や当事者団体などからの依頼による出前講座を実施します。
- ・地域連携ネットワークを構成する関係機関を対象に、制度の理解を促進するための研修会を開催します。
- ・本人の判断能力が十分なうちに、判断能力が不十分になった場合に備えて任意後見契約を結んでおく任意後見制度の周知と利用促進に取り組みます。

②終活の推進

- ・自らの人生を振り返り、残りの人生を豊かなものにし、どのように人生の終わりを迎えるかを考える機会を提供するため、終活に関する講座（セミナー）を開催します。
- ・家族や親族などの身近な人に自分の思いを明らかにしておくことの大切さを周知啓発し、エンディングノートやアドバンス・ケア・プランニング（ACP、人生会議）、民事信託などに関する相談への対応や情報提供を行います。

2 成年被後見人等と支える人に対する支援

(1) 成年被後見人等及びその家族への手続きや費用等の支援

支援が必要な人の状況に応じた支援を早期に開始できるよう、早期の段階から相談できる体制を充実し、適切に権利を守ります。

支援が必要な人に関する相談に対し、支援の必要性や本人の意思決定支援、身上保護を重視した適切な支援についての検討（アセスメント）を行い、チームによる支援につなぎます。また、チームの支援方針の検討に際して、必要に応じて中核機関が関与します。

家庭裁判所への申立て手続きの支援や市長申立てを適切に実施します。また、低所得者に対しては、制度が利用しやすくなるよう成年後見人等に支払う報酬の助成を検討します。

①個別相談、訪問相談の実施

- ・相談しやすい環境づくりのため、個別相談会や支所地域における巡回相談を実施します。
- ・地域連携ネットワークの関係機関と連携して支援が必要な人を把握し、ひとり暮らしの高齢者や支援が必要であると自ら声をあげることができない人、相談窓口に出向くことが困難な人に対応するため、訪問による相談を行い、早期支援につなぎます。
- ・福祉や介護の施設や地域の関係機関を訪問し、関係者との顔の見える関係づくりや実態把握に取り組み、相談につなぎやすくします。

②制度の利用が必要な人の早期把握と早期支援

- ・民生委員や町内会など地域のネットワークと連携し、制度の利用が必要な人の早期把握に取り組みます。
- ・福祉サービスや介護サービスを提供する事業者をはじめ、金融機関や小売店など、高齢者と接することが多い民間事業者との情報共有や、認知症の症状や対応を学ぶことができる認知症サポーター養成講座の受講を推進し、判断能力に不安を抱える人や支援が必要な人を早期に把握できるよう連携を強化します。
- ・障がい者や高齢者に対する虐待を、地域連携ネットワークを活用して早期に把握し、必要に応じて制度の利用につなげるなど適切な支援を行います。

③制度の必要性を専門的に判断できる体制の構築（アセスメントの実施）

- ・中核機関で制度利用に関する相談を受けた際は、その人らしい生活を維持するために必要な制度やサービスの利用の必要性など、支援方針の検討や判断を行うケース会議を必要に応じて行います。
- ・本人が住み慣れた場所でその人らしい生活を継続するために必要な支援をアセスメントにより見極め、制度の利用が必要な場合は申立ての類型を検討するなど、チームによる支援体制の調整を行います。

- ・アセスメントの結果、制度の利用に至らないと判断した場合でも、チームが継続的に見守るなどの関わりを継続し、本人の状況の変化に応じて支援の方針を見直すなどの検討を行います。
- ・生活困窮・生活相談窓口、障がい者基幹相談支援センター、地域包括支援センター（認知症初期集中支援チーム）と事例検討会を実施するなど福祉サービス総合相談支援センター内の連携を強化します。

④本人の意思決定支援や身上保護を重視した支援の実施

- ・「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」（令和2年10月30日最高裁判所・厚生労働省などにより構成された意思決定支援ワーキンググループ策定）を活用し、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視して本人の意思や状況を把握し、支援を実施します。
- ・制度を利用する成年被後見人等に必要な支援を見極め、支援する側の事情ではなく、本人の思いを聞き取りながら、可能な限り本人が最終的判断を出来るよう支援を行います。また、環境、精神状態などその時々で判断能力に変化がある場合は、必要に応じて支援方針を見直すなどの対応を行います。
- ・終活セミナーやエンディングノートの活用などにより、将来に向けた自分の意思を明らかにすることや意思決定支援の重要性を周知します。

⑤申立て時の手続き支援

- ・制度の利用が必要である本人や家族に対し、家庭裁判所に申立てをする際に提出する申立書や診断書、添付書類の準備など手続きの説明をし、必要に応じて書類の書き方や添付書類の取得を支援するなど、申立てをしやすい環境を整えます。

⑥市長申立ての実施

- ・申立てができる配偶者や四親等内の親族がいない、親族と疎遠で協力を得られない、虐待を受けているなどといった理由がある場合は、本人の権利擁護の必要性を検討し、市長申立てを適切に実施します。

⑦制度利用にかかる費用の助成

- ・低所得者が申立て費用や成年後見人等に支払う報酬を負担できないために、申立てをためらうことがないように、制度の利用に必要な費用を助成します。
- ・家庭裁判所が審判決定した報酬を成年後見人等が受け取ることができるよう、報酬の助成を検討します。
- ・専門職後見人等に対し、成年後見制度利用支援事業（申立て費用や報酬の助成）を周知し、制度の利用促進に努めます。

⑧受任候補者の調整

- ・老人福祉法第32条の2において、市町村は後見等の業務を適正に行うことができる

者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めることとされていることから、中核機関において受任調整会議を開催し、本人にふさわしい成年後見人等が選任されるよう、受任候補者を推薦する仕組みづくりに取り組みます。

- ・本人の状態や家族の状況を踏まえて、多職種による視点で成年後見人等の候補者の調整をします。

⑨任意後見制度等の利用促進

任意後見制度について

- ・本人の判断能力が十分なうちに、判断能力が不十分になった場合に備えて任意後見契約を結んでおく任意後見制度の周知と利用促進に取り組みます。
- ・任意後見制度は、自分の意思を反映させた契約に基づき必要な支援を受けることができることや、本人が将来の後見人を選ぶことができることなど、法定後見制度との違いも含めて周知します。

保佐・補助類型について

- ・保佐・補助類型の利用が進まない理由として、本人と支援者のコミュニケーションにおける課題や、本人が制度のメリットや必要性を理解することが困難であることなどが考えられるため、本人の意思決定支援を行いながら、本人が望む安心した生活が送れるよう、保佐・補助類型を含めた制度の周知や理解促進に取り組みます。

日常生活自立支援事業などについて

- ・社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の利用者が保佐・補助類型相当の判断能力である場合に対応するため、本人の状態や必要な支援を見極め、成年後見制度への移行を検討する仕組みの構築をすすめます。
- ・判断能力は低下していないが、高齢のため財産管理を他人に任せたいといったニーズへの対応を検討します。
- ・身寄りのない人が入院や入所する際に求められる医療同意や身元保証について、病院や施設等との共通理解を進め、支援の仕組みを検討します。

3 成年後見人等の育成及び支援

(1) 成年後見人等の担い手の確保

制度の利用者の増加が見込まれるなかで、担い手の確保が課題となっていることから、成年後見人等の確保に取り組みます。

また、成年被後見人等の身近な存在として、本人に寄り添った支援を行うことができる市民後見人を養成し、専門職後見人でなくても十分な支援ができる担い手を確保します。

成年後見人等の業務が適正に行われているかを確認する仕組みを検討します。

①成年後見人等の担い手確保

- ・権利擁護支援が必要な人の増加による成年後見人等の担い手不足に対応するため、県などと連携して市民後見人の育成に取り組みます。
- ・市民後見人育成研修の受講者が法人後見人の支援者として活動することにより、成年後見人等としての実務研修ができる体制づくりに取り組みます。
- ・親族後見人を増やすなど担い手を確保し、その人に必要な支援に合わせて成年後見人等が選任されるよう取り組みます。

②法人後見の支援

- ・社会福祉協議会の法人後見事業では、多くの課題を抱えるケースの受任が多いことから、関係機関と連携した支援ができるよう地域連携ネットワークを活用します。
- ・社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業と連携した権利擁護支援に取り組みます。

(2) 成年後見人等の活動に対する支援

成年後見人等の活動に関する相談や活動支援、研修会の開催などにより、成年後見人等の活動を支援します。また、複数の課題を抱えるケースなどに対して成年後見人等やチームの支援をします。

①後見人活動に関する相談支援の実施

- ・日常の支援活動の記録や支援方法、支援中に新たに見つかった課題等への対応に関する成年後見人等からの相談に応じます。また、必要に応じてケース会議を開催して関係者による支援方針を検討します。
- ・市民後見人や親族後見人などが家庭裁判所に定期的に提出する報告書類の作成を支援するなど、安心して後見業務ができるよう支援します。
- ・成年後見人等を対象に制度や後見業務に関する研修会や事例検討会を実施し、スキルアップを図ります。

②チームによる対応の支援

- ・成年被後見人等に関わる人が役割分担し、チームで対応することで成年後見人等に過度な負担がかからないようにするなど、成年後見人等を支える体制づくりを支援します。
- ・後見等の開始後に状況が変化し、複数の課題を抱えることとなった場合などに多職種が速やかに連携できるよう、チーム会議の開催を支援します。
- ・本人の意思とチームの支援方針が異なる場合は、チーム会議の開催や協議会における事例検討などにより、適切な支援に結びつくよう取り組みます。

③不正防止の仕組みの構築

- ・地域連携ネットワークや複数の関係者が関わるチームでの見守り体制により、成年後見人等が孤立せず日常的に相談等を受けられる体制を整備することで、不正の発生を未然に防止し、安心して制度が利用できる体制を整えます。
- ・財産管理において、後見制度支援信託制度等を活用できるよう、成年後見人等を対象にした研修会等を開催します。
- ・不正や不適切な取り扱いを把握した場合は、関係機関と連携して迅速な対応をします。

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画に基づき設置する「高山市成年後見制度利用促進協議会」を構成する関係機関・団体を中心に連携を図り、協力して取り組みを推進します。

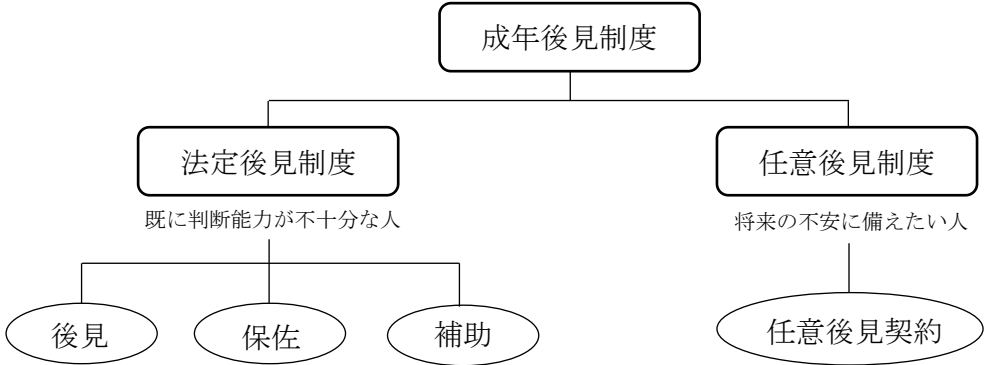
2 計画の進行管理（取り組み状況の把握、評価）

計画を実効性のあるものとするため、PDCAサイクルに沿って施策の実施状況を評価し、改善を図ります。

本計画の評価を行う際は、高山市成年後見制度利用促進協議会のほか、必要に応じて高山市障がい者施策推進協議会や高山市健康長寿ふれあいまちづくり推進委員会などから意見聴取を行います。

【成年後見制度の概要】

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人の財産や生活を守る制度で、法定後見制度と任意後見制度があります。



成年後見制度においては、判断能力が不十分な人の意思決定支援や、財産管理及び身上保護が適切に行われることが求められています。

- ①財産管理：本人の財産を把握した上で、財産を保全し、本人の意思を尊重しながら活用または処分する。
- ②身上保護：本人の状態や生活全般を把握し、本人の意思を尊重しながら、その人らしい生活ができるよう、医療・介護・福祉などの生活全般の手配や契約を行う。

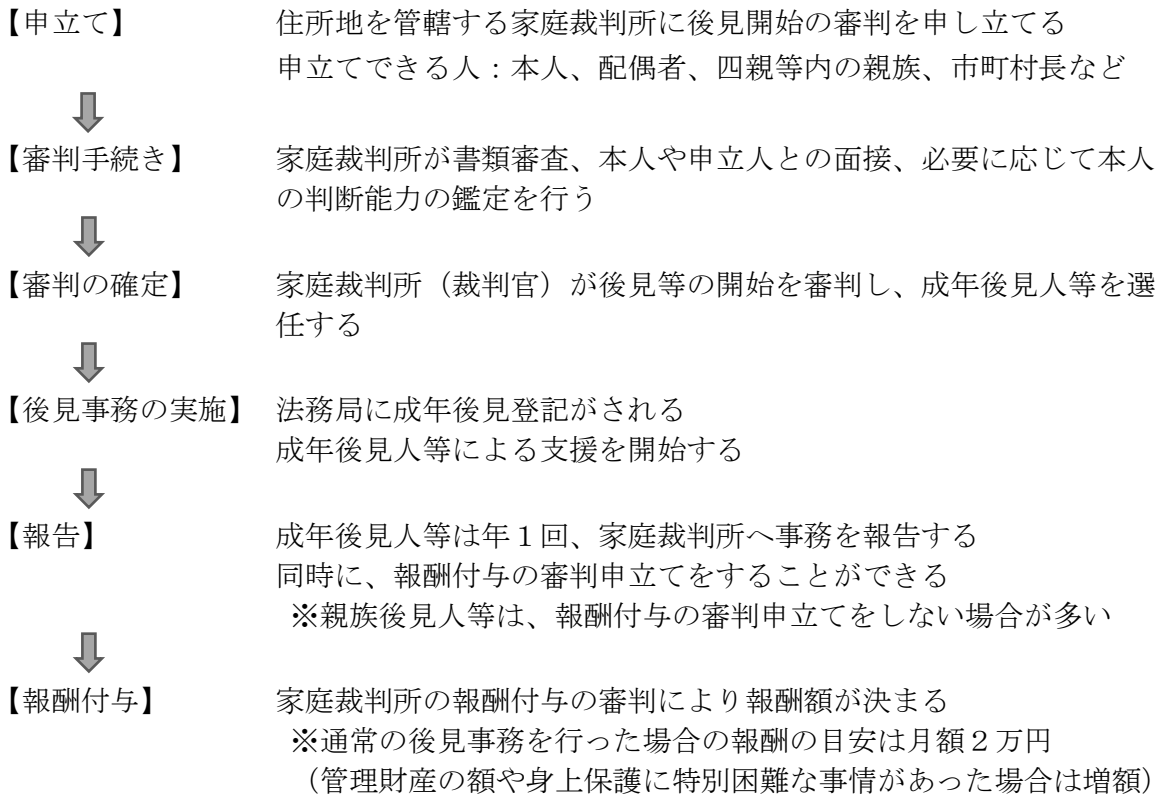
(1) 法定後見制度

家庭裁判所は、診断書や精神鑑定を基に本人の判断能力に応じて「成年後見人」「保佐人」「補助人」を選任します。

なお、成年後見人等は、本人にとってどのような支援が必要なのかを考慮したうえで、家族・親族、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）、法人（社会福祉協議会やNPO等）などから選任されます。

類型	後見	保佐	補助
状態	判断能力がほとんどない人 ひとりではほとんど何もできない	判断能力が著しく不十分な人 判断がしっかりしているときもあるが、日常生活に支障が出ることが多い	判断能力が不十分な人 ほとんどのことは自分でできるが、誰かの手助けがあると安心できる
制度の利用	家庭裁判所に審判申立てを行う		
支援	成年後見人 ・日用品の購入などの行為以外は、全て取り消すことができる ・本人に代わってすべての契約を行う	保佐人 ・法律で定められた重要な行為を本人が行った場合に取り消すことができる ・家庭裁判所が定めた範囲で本人に代わって契約を行う	補助人 ・家庭裁判所が定めた範囲で本人が行った行為を取り消すことができる ・家庭裁判所が定めた範囲で本人に代わって契約を行う

・法定後見制度利用の流れ



・法定後見制度の後見監督人等

家庭裁判所が成年後見人等を選任する際に、監督の必要があると判断した場合や申立てがあった場合には、「成年後見監督人」「保佐監督人」「補助監督人」（以下「後見監督人等」という。）が選任されます。

選任された後見監督人等は、成年後見人等から報告や相談を受けたり事務の内容を監督したりし、定期的に家庭裁判所に報告します。

(2) 任意後見制度

将来、判断能力が不十分になった時に備え、任意後見人になってくれる人と、判断能力が不十分になった時に何をしてもらいたいかを話し合い、公正証書によって契約（任意後見契約）する制度です。判断能力が不十分になった時に、家庭裁判所に申立てをすると任意後見監督人が選任され、任意後見人の事務が開始されます。

【用語集】

【あ行】

意思決定支援

日常生活等に関する特定の行為に関して、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、成年後見人等を含む本人に関わる支援者によって行われる意思決定や選択、その意思を表明する際の支援のこと。

医療同意

医療を受けることに患者の承諾（医療同意）が必要とされること。法的には本人以外の第三者が医療行為に同意することはできないとされている。

【か行】

協議会

後見等開始の前後を問わず「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体のこと。

地域課題の検討、調整、解決のため、チームへの適切な支援体制を整備したり、ケース会議を適切に開催する体制を整備したりするなど、多職種間での連携強化を図る。

権利擁護支援

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人の権利を守るために、次のような目的でなされる支援のこと。

「人権」としての権利：必要に応じて、適切になされる権利の回復

「契約」に基づく権利：必要に応じて、適切になされる権利の行使

【さ行】

受任調整

申立てに際し、本人の状況や意思を把握して、適切な支援ができる後見人候補者を調整すること。

市長申立て

後見等開始の申立ては、本人・配偶者・4親等内の親族が行うことができるが、手続きができる身寄りがいない場合などに市長が申立てすること。

市民後見人

家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民の後見人のこと。成年後見人等として活動するために必要な知識や実務を習得するための講座を受講した後、法人後見人等から支援を受けながら成年後見人等として活動することが多い。

終活

自らの人生の終わりに向けてこれまでの人生を振り返り、今後の生活や人生をどう生きるのか、また遺された家族が相続などで争うことがないように考える活動（取り組み）のこと。

身上保護

成年被後見人等の心身の状況を把握し、意思を尊重しながらその人らしい生活が送れるよう契約などの法律行為を行うこと。

専門職後見人

この計画では、弁護士、司法書士、社会福祉士などの資格を持ち必要な研修を受けた後見人という。

【た行】

地域連携ネットワーク

全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を把握し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みのこと。

チーム

本人に身近な親族、福祉・医療・地域などの関係者と成年後見人がチームとなり、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制のこと。

中核機関

専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関のこと。

高山市においては、福祉部高年介護課と福祉サービス総合相談支援センター内の成年後見支援センターとで役割を分担する。

【な行】

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が少し不十分で成年後見制度の利用には至らない人が地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用契約手続き、利用料の支払いを中心に、日常的な金銭管理、書類等の預かり保管などの支援を行う都道府県社会福祉協議会の事業のこと。窓口業務は市町村の社会福祉協議会が実施する。

利用者の判断能力が不十分になった場合には、申立てにより成年後見制度に移行する必要がある。

ノーマライゼーション

成年被後見人等が、成年被後見人でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。

【は行】

8050 問題

80歳代の親が50歳代のひきこもりの子を支えている状況などのこと。親が認知症になったり、子に障がいがあるなど問題が複雑化している場合がある。

法人後見

法人の種類には法律上特に制限はないが、社会福祉協議会などの社会福祉法人やNPO法人などが成年後見人等になること。本人との利害関係（利益相反）を考慮する必要がある。

【成年後見制度の利用の促進に関する法律】

○成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第十条）
 - 第二章 基本方針（第十一条）
 - 第三章 成年後見制度利用促進基本計画（第十二条）
 - 第四章 成年後見制度利用促進会議（第十三条）
 - 第五章 地方公共団体の講ずる措置（第十四条・第十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年後見人及び成年後見監督人
- 二 保佐人及び保佐監督人
- 三 補助人及び補助監督人
- 四 任意後見人及び任意後見監督人

2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年被後見人
- 二 被保佐人
- 三 被補助人
- 四 任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第百五十号）第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。

4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

（基本理念）

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等し

く、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係者の努力）

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関等の相互の連携）

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

（法制上の措置等）

第九条 政府は、第十一条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は

財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第十条 政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第二章 基本方針

第十一条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

- 一 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 二 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 三 成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 四 成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 五 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。
- 六 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。
- 七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。
- 八 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。
- 九 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実

施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。

十 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。

十一 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

第三章 成年後見制度利用促進基本計画

第十二条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 成年後見制度の利用の促進に関する目標

二 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 成年後見制度利用促進会議

（設置及び所掌事務）

第十三条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

第五章 地方公共団体の講ずる措置

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域におけ

る成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(都道府県の講ずる措置)

第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第十一条第三号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。

高山市成年後見制度利用促進計画

令和4年1月発行
高山市福祉部高年介護課

〒506-8555 高山市花岡町2丁目1-8番地
電話 0577-32-3333 (代)
